

▶お取り扱いについて

保険料払込方法	一時払		
一時払保険料	基本保険金額と同額		
取扱基本保険金額	1,000米ドル単位		
最低基本保険金額	10,000米ドル		
最高基本保険金額	5億円(アクサ生命が定める方法により円に換算した額です)		
被保険者の年齢範囲		ご契約時	年金支払開始時
	確定年金	0～80歳(保険年齢)	10～90歳(保険年齢)
	保証期間付終身年金	35～80歳(保険年齢)	45～90歳(保険年齢)
クーリング・オフ	お取り扱いいたしません。		
基本保険金額の減額	減額された部分については、解約と同様のお取り扱いとなります。 ○減額請求書類をアクサ生命が受け付けた日(減額日)を基準として、払いもどし金の額を決定します。 ○基本年金原資額、特別勘定の積立金額、および減額日前に確定している追加年金原資額も、同一割合で減額されます。 ※アクサ生命が定める範囲内での取り扱いとなります。※契約日前、および年金支払開始日以後の減額のお取り扱いはありません。		
基本保険金額の増額	お取り扱いいたしません。		
契約者貸付	お取り扱いいたしません。		
契約者配当金	ありません。		
保険料円入金特約	米ドル建の一時払保険料相当額を下記の基準にて円に換算します。		
		円に換算する日	換算レート
	一時払保険料相当額	保険料領収日	円入金用レート (*)
円支払特約	米ドル建の年金原資額などを下記の基準にて円に換算します。		
		円に換算する日	換算レート
	年金原資額 (*①)	年金支払開始日(その日が所定の金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日)	円出金用レート (*②)
	死亡給付金額 災害死亡給付金額 特別勘定の積立金額	死亡給付金、災害死亡給付金の請求書類をアクサ生命が受け付けた日の翌営業日	
	払いもどし金額	払いもどし金の請求書類をアクサ生命が受け付けた日の翌営業日	
		*①・年金額は、年金原資額を円に換算した額をもとに決定します。 ・第1回目の年金をお受け取りいただいた後に、通貨を変更することはできません。 *②・TTBレート(所定の金融機関が公示するその日最初の対顧客電信買相場)を下回らない範囲内でアクサ生命が決定します。	

- アクサ生命の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した年金額、給付金額などを削減させていただくことがあります。
- 年金などをお受け取りいただく場合、アクサ生命からの送金にかかる手数料は、お客さま(受取人)に負担していただきます。ただし、「円支払特約」を適用される場合には、アクサ生命が負担します。
- この保険は米ドル建の生命保険商品であるため、外国為替相場の変動による影響を受けます。したがって、お受け取り時における外国為替相場によって円に換算した年金受取総額などが、お払込み時における外国為替相場によって円に換算した一時払保険料相当額を下回る場合があります。

募集代理店からのご説明事項

この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引にに影響を及ぼすことは一切ありません。
【銀行などを通じてお申し込みの方へ】この保険はアクサ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象とはなりません。
【証券会社を通じてお申し込みの方へ】この保険はアクサ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。したがって、投資者保護基金の対象とはなりません。

ご契約の際には、「重要事項説明書」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」、「保険設計書」を必ずご覧ください。

「重要事項説明書」、「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについて、「特別勘定のしおり」は、特別勘定資産の運用などについてご説明しています。また、「保険設計書」には、お客さまにご提案する保障内容例などが記載されております。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。
(「ご契約のしおり・約款」記載事項の例)

- ◆保険契約お申し込みの撤回(クーリング・オフ)について
- ◆職業などの告知義務について
- ◆保険会社の責任開始期について
- ◆死亡給付金などをお支払いしない場合などについて
- ◆解約と払いもどし金について
- ◆配当金について

アクサ生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。

「生命保険契約者保護機構」による保険契約者保護の措置などの詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

詳しくは、変額個人年金保険の販売資格を持った募集代理店の担当者にご相談ください。

- 生命保険募集人について** 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してアクサ生命が承諾したときに、有効に成立します。また、募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保证するものではありません。
- この保険の販売資格について** この保険の販売は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に氏名が登録された者のみが行なえます。募集代理店の担当者(生命保険募集人)の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命のカスタマーサービスセンター(0120-375-193 受付時間:9:00～17:00。土・日・祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます。)までご連絡ください。

募集代理店

引受保険会社



〒108-8020
東京都港区白金1-17-3

アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/life/>

(引受保険会社に関するお問い合わせ、ご照会)
カスタマーサービスセンター TEL 0120-375-193
平日 9:00～17:00
※土・日・祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます。



アクサ生命

Upside 10

この商品は新規の販売を停止しています。
記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

“Equity Index Annuity(EIA)”

アップサイド10

株価指数連動追加年金付

予定利率市場連動型年金保険(米ドル建)Ⅱ型

上を向いていこう。

アップサイド10

第二の人生を、豊かに、自由に生きるために。
しっかりと上を向いて、新しい夢を追いかけるために。
必要なのは、安全確実な年金設計です。

「アップサイド10」は新しいカタチの年金保険。
10年米国債の利回りを反映した運用で
元本の100%以上を米ドル建で確保しながら、
世界の主要10株価指数における最高の上昇率を反映した運用で
さらに年金原資額の上乗せを目指します。

10年先もずっと、上を向いて歩けるように。
アクサ生命からのご提案です。

Upside10

CONTENTS

商品の特長としくみ	P3~4
基本年金原資額	P5~6
対象となる株価指数	P7~8
追加年金原資額	P9~10
追加年金原資額の計算例	P11~12
死亡保障について	P13
ご解約される場合	P14
年金のお受取り	P15
為替について	P16
ご契約の流れ	P17
資産の運用について	P18
税務のお取り扱い	P19~20
情報提供について	P21
アクサ生命について	P22

世界の10株価指数に連動する年金。

米ドル建てで10年後に元本以上を確保します。



このパンフレットでは、下記の通り、一部表記を略称化しております。「ご契約のしおり・約款」などの表記とは異なっておりますので、ご注意ください。

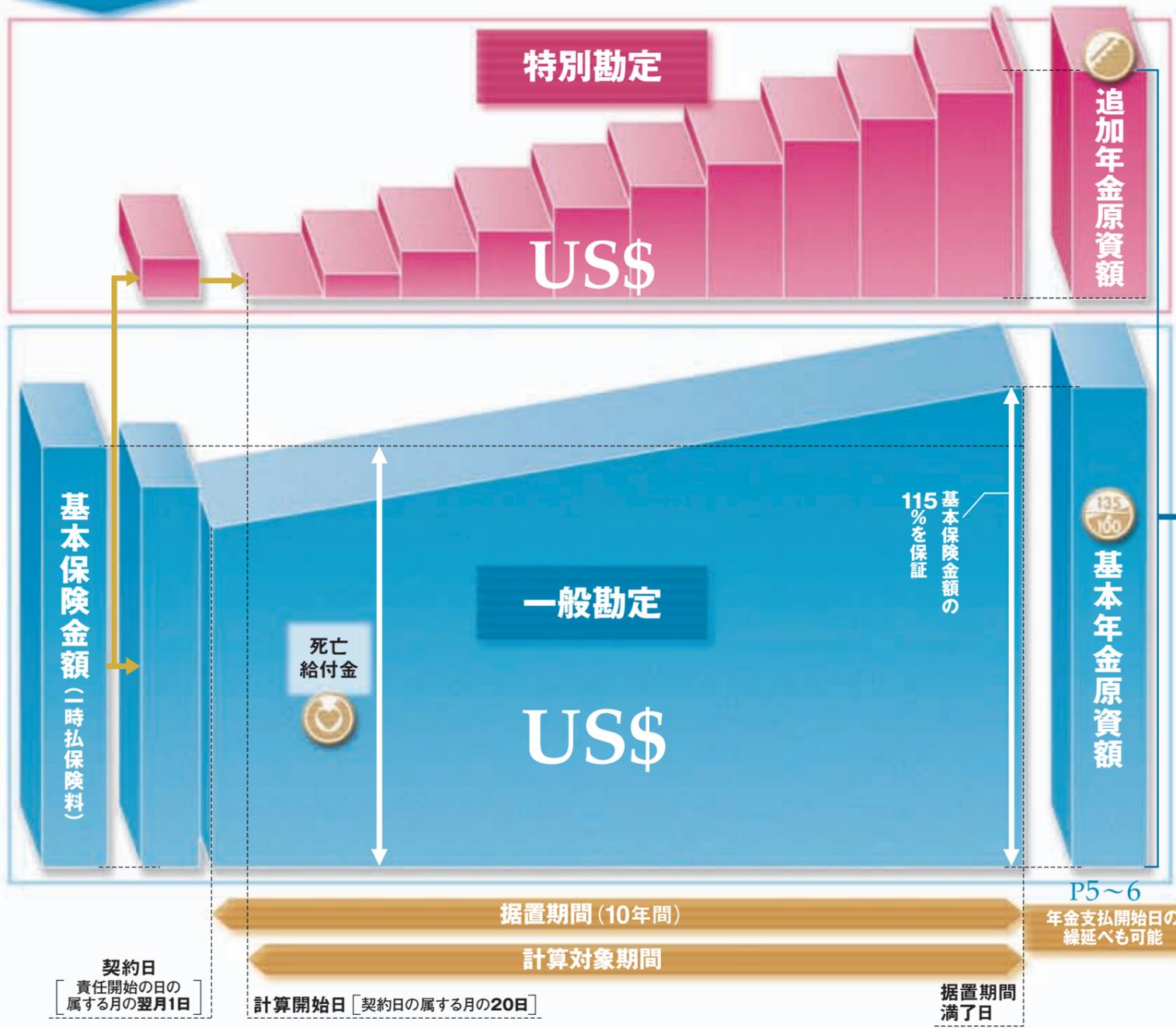
正式名称	略称
株価指数連動追加年金額	追加年金額
株価指数連動追加年金原資額	追加年金原資額
連動率B	連動率

商品の特長としくみ

イメージ図

基本年金原資額の保証率が115%の場合

・この基本年金原資額の保証率は、あくまでも一例です。基本年金原資額の保証率は、基本保険金額の100%から135%の5%きざみで設定され、契約日により異なります。



この保険は一時払保険料相当額のお払い込みから、死亡給付金、年金などのお受取りまで、すべて米ドルでのお取り扱いとなります。

*対象株価指数の動向によっては、追加年金原資額がない場合もあります。詳しくは、P9～10「追加年金原資額の確定方法について」をご覧ください。
*この保険は米ドル建てですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。詳しくは、P16「為替リスクについて」をご覧ください。

Point 1
元本をキープ

満了時における年金原資保証 (基本保険金額の100～135%)

据置期間満了時における基本年金原資額は基本保険金額 (一時払保険料相当額) の100～135%を確保します。

詳しくは、P5～6をご覧ください。

Point 2
毎年チャンス

世界10株価指数連動の追加年金額

世界を代表する10株価指数に連動し、毎年のベストの上昇率を反映して将来の追加年金原資額が確定します。

詳しくは、P7～12をご覧ください。

Point 3
万一をサポート

死亡時にも最低保証 (災害死亡時50%割増)

年金支払開始日前に被保険者が死亡された場合の受取額は、基本保険金額 (一時払保険料相当額) を最低保証します。

詳しくは、P13をご覧ください。

Point 4

年金受取方法をお選びいただけます。

年金の種類は確定年金・保証期間付終身年金のいずれかを選択できます。

詳しくは、P15をご覧ください。

Point 5

外国為替相場の変動にも柔軟に対応。

年金支払開始日の繰延べにより外国為替相場への柔軟な対応が可能となります。

詳しくは、P16をご覧ください。

ご契約時に保証率があらかじめ確定。

年金受取額の基準となる基本年金原資額は最低保証されています。

米ドル建

基本年金原資額

▶基本年金原資額の確定方法について

基本年金原資額

=

基本保険金額
(一時払保険料)

×

基本年金原資額の
保証率

イメージ図

基本年金原資額の
保証率が
115%の場合



ポイント

基本年金原資額の保証率はお申込時に確定しています。

- 「基本年金原資額の保証率」とは基本年金原資額の基本保険金額に対する保証率のことです。
- 指標とする10年米国債の利回りに基づき、毎月契約日ごとに決定する据置期間中の予定利率に応じて、100%から135%の5%きざみで決定されます。
- 基本年金原資額の保証率は責任開始の日の属する月の前月の最終営業日にあらかじめ公表されます。
- 一度決定された基本年金原資額の保証率は据置期間中に変更される事はありません。

基本年金原資額の保証率

基本保険金額の
100%~135%
(5%きざみ)

*詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
 *契約日ごとの予定利率、基本年金原資額の保証率につきましては、担当者にお問い合わせいただくか、保険設計書やアクサ生命のホームページなどにてご確認ください。
 *保証率の公開日などについては、P17「ご契約の流れ」をご覧ください。

*この保険は米ドル建ですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。詳しくは、P16「為替リスクについて」をご覧ください。

日米欧の株価動向をキャッチ。

ひとつの商品で世界を代表する
10株価指数への分散投資の効果があります。

対象となる株価指数

S&P500
アメリカ

S&P500 主要構成銘柄

- コカコーラ
- ゼネラル・エレクトリック(GE)
- シティグループ
- タイムワーナー
- ボーイング

NASDAQ 100
アメリカ

NASDAQ100 主要構成銘柄

- マイクロソフト
- インテル
- スターバックス
- クアルコム
- オラクル

CAC40
フランス

CAC40 主要構成銘柄

- アクサ
- カルフル
- ルノー
- LVMH (モエ ヘネシー・ルイヴィトン)
- BNPパリバ

FTSE100
イギリス

FTSE100 主要構成銘柄

- ボーダフォン
- HSBC
- ブルデンシャル
- BP
- ケーブル & ワイヤレス

U.S.A.

EUROPE

BEL20 Belgium

AEX The Netherlands

FTSE100 United Kingdom

DAX Germany

SMI Switzerland

CAC40 France

IBEX35 Spain

DAX
ドイツ

DAX 主要構成銘柄

- ドイツ銀行
- ダイムラークライスラー
- バイエル
- ドイツ・テレコム
- アリアンツ

IBEX35
スペイン

IBEX35 主要構成銘柄

- ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行
- テレフォニカ
- エンデサ
- レブソル
- ガスナチュラル

AEX
オランダ

AEX 主要構成銘柄

- ABNアムロホールディング
- INGグループ
- フィリップス
- ハイネケン
- ユニリーバ

日経平均株価
日本

日経平均株価 主要構成銘柄

- トヨタ
- ソニー
- NTTドコモ
- 武田薬品工業
- 三井住友FG

BEL20
ベルギー

BEL20 主要構成銘柄

- デクシア
- フォルティス
- KBCグループ
- UCB
- スエズ

SMI
スイス

SMI 主要構成銘柄

- ネスレ
- UBS
- チューリッヒ
- ノバルティス
- スイス再保険

NIKKEI225
Japan

* 追加年金原資額の計算対象となる株価指数が、計算対象期間中において、公表停止などにより以後使用不可能となった場合は、一般的に相当すると認められる株価指数をこれに代わるものとして使用致します。

* 「日経平均株価」について
「日経平均株価(日経平均)」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって算出される著作物です。「日経平均」に関する著作権ならびに「日経」および「日経平均」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。この保険については、株式会社日本経済新聞社は一切の責任を負いません。

* 各株価指数の主要構成銘柄などは2005年12月現在のものであり、将来変更となる可能性があります。

世界の株式市場の動向が年金に反映。

世界を代表する10株価指数に連動し、毎年ベストの上昇率を反映します。

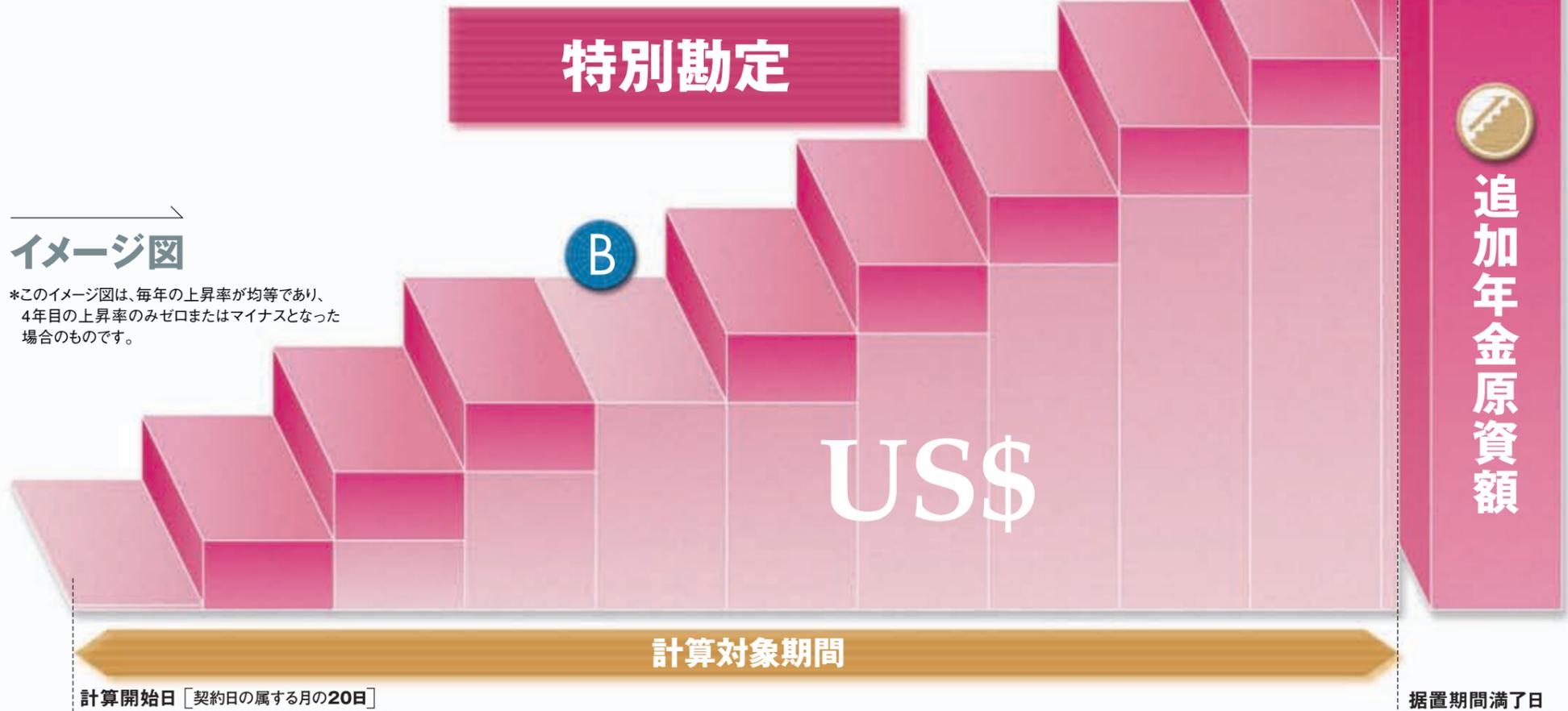


追加年金原資額

▶追加年金原資額の確定方法について

$$\text{毎年確定していく追加年金原資額} = \text{基本保険金額 (一時払保険料)} \times \text{世界の10株価指数における毎年の上昇率 (A)} \times \text{連動率}^* \times \frac{1}{10} \text{ (年)}$$

上記の計算を、計算開始日(契約日の属する月の20日)以後、据置期間満了日までの各保険年度の末日に行ないます(据置期間満了日までに10回計算します)。それらの累計額が、最終的な追加年金原資額となります。



イメージ図

*このイメージ図は、毎年の上昇率が均等であり、4年目の上昇率のみゼロまたはマイナスとなった場合のものであります。

A

世界10株価指数の中で毎年、最も上昇した株価指数の上昇率を、計算に使用します。

- 「世界の10株価指数における毎年の上昇率」とは、計算開始日以後、据置期間満了日までの各保険年度の末日において、最も高い上昇率を示した対象株価指数の上昇率のことです。
- 上昇率は、据置期間満了日までの各保険年度の末日における各株価指数の終値と、その直前の保険年度の末日における各株価指数の終値(第1保険年度の末日における計算においては、計算開始日における各株価指数の終値)とを比較して算出します。

*計算の対象となる株価指数の計算基準値は、各日末(日本時間)においてアクサ生命が入手できる最新の各株価指数の終値とします。

*契約日から計算開始日の前日までの期間の対象株価指数の動向は、追加年金原資額の計算に反映されません。

*上昇率は0.1%単位で端数切り捨て、追加年金原資額は小数点第2位未満の端数切り捨てとします。

B

ある年の世界10株価指数の上昇率が全てマイナスの場合でも、前年度までに確定した追加年金原資額が減少することはありません。

.....

*計算対象となる全ての世界10株価指数の上昇率がゼロかマイナスであった場合は、その年に確定する追加年金原資額はゼロとなります。なお、それ以前に確定している追加年金原資額が減少することはありません。

*対象株価指数の動向によっては、追加年金原資額がない場合もあります。
*この保険は米ドル建ですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。詳しくは、P16「為替リスクについて」をご覧ください。

※連動率 対象株価指数の所定の上昇率を追加年金原資額に反映させるための調整率のことです。対象株価指数の予想変動性、金利水準などの諸要因を勘案して、契約日の属する月の15日(その日が休業日にあたる場合は、翌営業日)に決定します。

毎年加算の期待。—— 株価 指数の変動が収益チャンスを生みます。



追加年金原資額の計算例

10株価指数の過去実績に基づく計算例 基本保険金額 (一時払保険料) 100,000米ドル、連動率 60%の場合

毎年確定していく
追加年金原資額

=

基本保険金額
(一時払保険料)

×

世界の10株価指数における
毎年の最高の上昇率

×

連動率

×

1/10
(年)

例1

1991年4月1日を契約日とした場合

イメージ図



世界の10株価
指数の上昇率

株価指数	国名	第1保険年度末	第2保険年度末	第3保険年度末	第4保険年度末	第5保険年度末	第6保険年度末	第7保険年度末	第8保険年度末	第9保険年度末	第10保険年度末 (据置期間満了日)
S&P500	アメリカ	4.8%	12.1%	-1.4%	12.7%	28.5%	19.8%	41.3%	18.9%	14.3%	-22.0%
NASDAQ100	アメリカ	17.6%	10.9%	6.2%	17.9%	35.9%	34.2%	47.3%	76.1%	99.9%	-62.9%
FTSE100	イギリス	-2.6%	16.6%	8.0%	2.7%	16.4%	16.5%	37.0%	5.9%	2.8%	-12.5%
日経平均株価	日本	-27.1%	-3.9%	2.7%	-15.5%	32.6%	-15.8%	-8.1%	-4.1%	28.4%	-36.0%
CAC40	フランス	8.5%	4.7%	2.3%	-9.1%	8.0%	29.9%	43.0%	8.9%	52.4%	-17.9%
DAX	ドイツ	6.9%	-1.4%	27.4%	-10.6%	29.5%	37.9%	46.0%	-3.0%	57.4%	-23.7%
SMI	スイス	9.5%	19.0%	28.5%	-9.9%	43.9%	27.7%	61.7%	-6.7%	5.1%	-2.9%
IBEX35	スペイン	-0.9%	-3.4%	31.0%	-15.5%	30.9%	43.1%	85.2%	-5.3%	22.2%	-21.3%
AEX	オランダ	6.8%	4.8%	27.3%	-1.1%	32.9%	39.3%	52.3%	4.3%	24.3%	-15.9%
BEL20	ベルギー	-1.8%	5.6%	16.5%	-10.3%	25.0%	30.9%	38.6%	9.5%	-14.7%	2.1%

	第1保険年度末	第2保険年度末	第3保険年度末	第4保険年度末	第5保険年度末	第6保険年度末	第7保険年度末	第8保険年度末	第9保険年度末	第10保険年度末 (据置期間満了日)
毎年確定していく追加年金原資額(米ドル)	1,056	1,140	1,860	1,074	2,634	2,586	5,112	4,566	5,994	126

追加年金原資額 ▶ **26,148** 米ドル

例2

1995年4月1日を契約日とした場合

イメージ図



世界の10株価
指数の上昇率

株価指数	国名	第1保険年度末	第2保険年度末	第3保険年度末	第4保険年度末	第5保険年度末	第6保険年度末	第7保険年度末	第8保険年度末	第9保険年度末	第10保険年度末 (据置期間満了日)
S&P500	アメリカ	27.8%	19.8%	41.3%	18.9%	14.3%	-22.0%	-1.1%	-24.7%	30.5%	4.8%
NASDAQ100	アメリカ	36.3%	34.2%	47.3%	76.1%	99.9%	-62.9%	-7.6%	-27.9%	38.0%	3.2%
FTSE100	イギリス	16.7%	16.5%	37.0%	5.9%	2.8%	-12.5%	-6.4%	-29.6%	18.9%	11.0%
日経平均株価	日本	28.6%	-15.8%	-8.1%	-4.1%	28.4%	-36.0%	-15.1%	-27.6%	46.9%	-0.3%
CAC40	フランス	9.0%	29.9%	43.0%	8.9%	52.4%	-17.9%	-9.5%	-41.7%	32.4%	12.2%
DAX	ドイツ	27.4%	37.9%	46.0%	-3.0%	57.4%	-23.7%	-7.4%	-53.2%	53.6%	12.2%
SMI	スイス	44.8%	27.7%	61.7%	-6.7%	5.1%	-2.9%	-7.1%	-36.7%	33.6%	5.5%
IBEX35	スペイン	28.8%	43.1%	85.2%	-5.3%	22.2%	-21.3%	-11.3%	-26.9%	32.7%	15.9%
AEX	オランダ	31.4%	39.3%	52.3%	4.3%	24.3%	-15.9%	-4.8%	-50.6%	29.6%	8.5%
BEL20	ベルギー	20.2%	30.9%	38.6%	9.5%	-14.7%	2.1%	-2.4%	-39.2%	40.9%	31.8%

	第1保険年度末	第2保険年度末	第3保険年度末	第4保険年度末	第5保険年度末	第6保険年度末	第7保険年度末	第8保険年度末	第9保険年度末	第10保険年度末 (据置期間満了日)
毎年確定していく追加年金原資額(米ドル)	2,688	2,586	5,112	4,566	5,994	126	0	0	3,216	1,908

追加年金原資額 ▶ **26,196** 米ドル

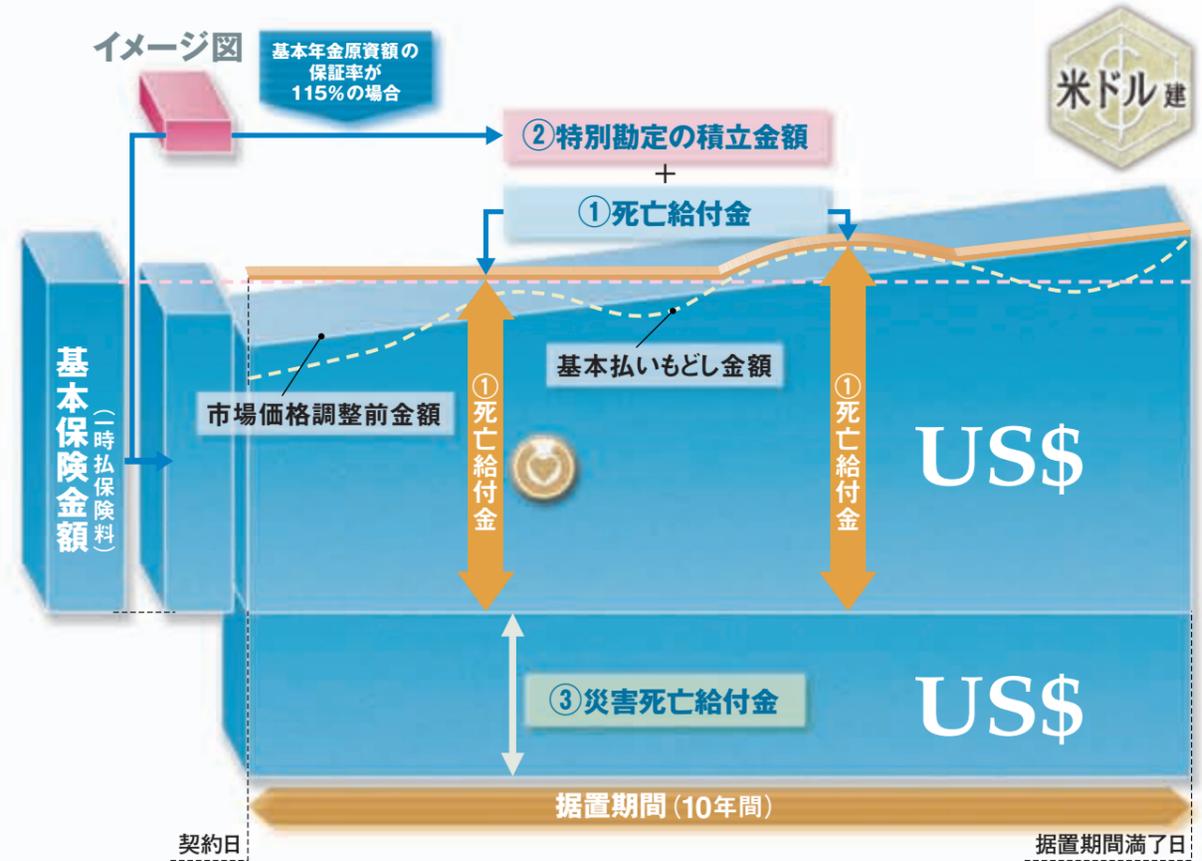
*上昇率は、据置期間満了日までの各保険年度の末日における各株価指数の終値と、その直前の保険年度の末日における各株価指数の終値 (第1保険年度の末日における計算においては、計算開始日における各株価指数の終値) とを比較して算出します。

*上記の各株価指数の上昇率のデータはあくまでも過去実績であり、将来の各株価指数の上昇率を保証・予測するものではありません。
*対象株価指数の動向によっては、追加年金原資額がない場合もあります。

万一の際も確かなプラン。

死亡保障について

死亡時のお受取り額が基本保険金額（一時払保険料相当額）を下回る事はありません。



*記載の基本払いもどし金額の推移はあくまでもイメージであり、将来の基本払いもどし金額の推移を保証・予測するものではありません。

▶据置期間中に死亡された場合は下記の給付金などをお支払いします。

- 据置期間中に死亡された場合 ▶ ①死亡給付金 + ②特別勘定の積立金額
- 据置期間中に所定の不慮の事故・*
所定の感染症により死亡された場合 ▶ ①死亡給付金 + ②特別勘定の積立金額 + ③災害死亡給付金

*被保険者が据置期間中に、所定の不慮の事故によりその事故の日から180日以内にお亡くなりになられた場合、または、所定の感染症によりお亡くなりになった場合。

①死亡給付金 ※右記のいずれか大きい金額	基本保険金額	一時払保険料相当額
	市場価格調整前金額	被保険者がお亡くなりになった日における金額
	基本払いもどし金額	※詳しくは、P14「ご解約される場合」をご覧ください。
②特別勘定の積立金額	被保険者がお亡くなりになった日末における金額*	
③災害死亡給付金	基本保険金額の50%相当額	

*契約日の属する月の15日（その日が休業日にあたる場合は、翌営業日）より前にお亡くなりになった場合には、特別勘定に繰り入れるべき金額となります。詳しくは、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

▶「年金払特約」を付加することにより、上記の給付金などの全部または一部を年金で受取る事も可能です。その際は、円建の20年確定年金となります。

*基本保険金額が20,000米ドル未満となる場合には、年金払のお取り扱いはできません。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

*この保険は米ドル建ですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。詳しくは、P16「為替リスクについて」をご覧ください。

ご解約時は、払いもどし金をお受取り。

ご解約される場合

やむを得ずご解約をされる場合の払いもどし金は一時払保険料相当額（基本保険金額）を下回る事があります。

▶払いもどし金の額は、解約請求書類をアクサ生命が受け付けた日（解約日）を基準として、下記のように決定します。

据置期間中に解約された場合

- ① 基本払いもどし金額 + ② 特別勘定の積立金額

① 基本払いもどし金額

ご解約時に定まる市場価格調整前金額を基準として、下記のように計算した市場価格調整後の金額

市場価格調整前金額 × (1 - 市場価格調整率)

*解約時の市場金利に連動した市場価格調整を行いません。
*市場価格調整率には上下限はありません。
*端数処理は、アクサ生命が定める方法で行いません。
*詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

例表

【前提】 解約日に適用される市場金利がそれぞれ据置期間中一定で
基本保険金額：100,000米ドル
ご契約に適用されている予定利率：4.25%（基本年金原資額の保証率：115%）
であった場合 (単位：米ドル)

経過年数	市場価格調整前金額	基本払いもどし金額				
		解約日に適用される市場金利				
		2.25% (予定利率-2%)	3.25% (予定利率-1%)	4.25% (予定利率±0%)	5.25% (予定利率+1%)	6.25% (予定利率+2%)
1年	83,439	95,064	87,129	79,922	73,372	67,413
2年	86,391	97,001	89,778	83,147	77,061	71,472
3年	89,468	99,021	92,530	86,521	80,954	75,792
4年	92,676	101,096	95,388	90,053	85,063	80,393
5年	96,021	103,237	98,357	93,751	89,401	85,292
6年	99,507	105,446	101,439	97,621	93,980	90,508
7年	103,142	107,725	104,640	101,672	98,815	96,064
8年	106,931	110,076	107,964	105,913	103,919	101,981
9年	110,882	112,501	111,416	110,353	109,309	108,285

② 特別勘定の積立金額

ご契約が継続したものと計算した解約日の翌営業日末における特別勘定の積立金相当額（解約日が契約日の属する月の15日（その日が休業日にあたる場合は、翌営業日）より前のときは、特別勘定に繰り入れるべき金額）

*詳しくは、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

*払いもどし金の額は、解約日における所定の市場金利、および特別勘定資産の運用実績により増減します。また、ご契約の経過年数にかかわらず、一時払保険料相当額を下回る場合があります。

繰延べ期間中に解約された場合

年金原資額にアクサ生命が定める利息をつけて積み立てた金額

*年金支払開始日の繰延べについてはP16をご覧ください。

*市場価格調整は行ないません。

*契約日前、および年金支払開始日以後の解約のお取扱いはありません。

将来に合わせ、計画的にお受取り。

年金のお受取り

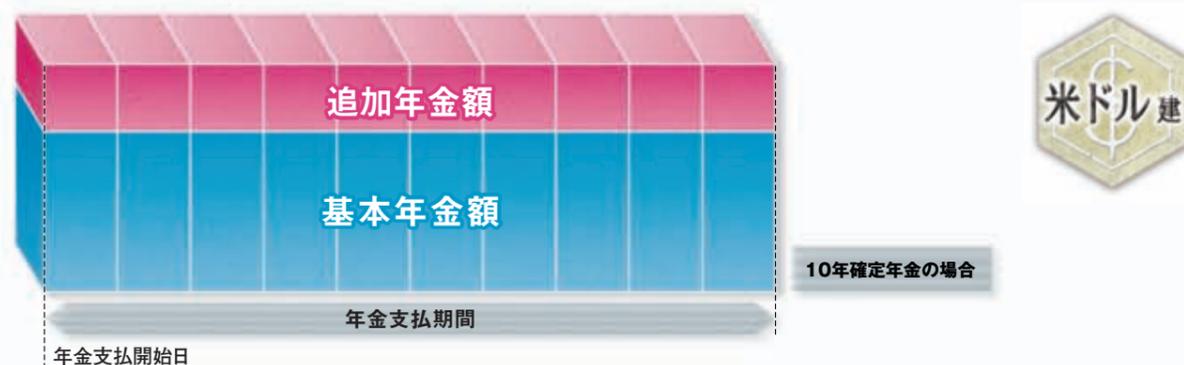
ご自身、ご家族の生活設計にあわせ、お受取り方法をお選びいただけます。

▶年金受取り

- 年金原資額は、基本年金原資額と追加年金原資額の合計となります。
- 将来お受取りいただく年金額は、アクサ生命が定める年金支払開始日における予定利率などを用いて、年金原資額を基に計算します。

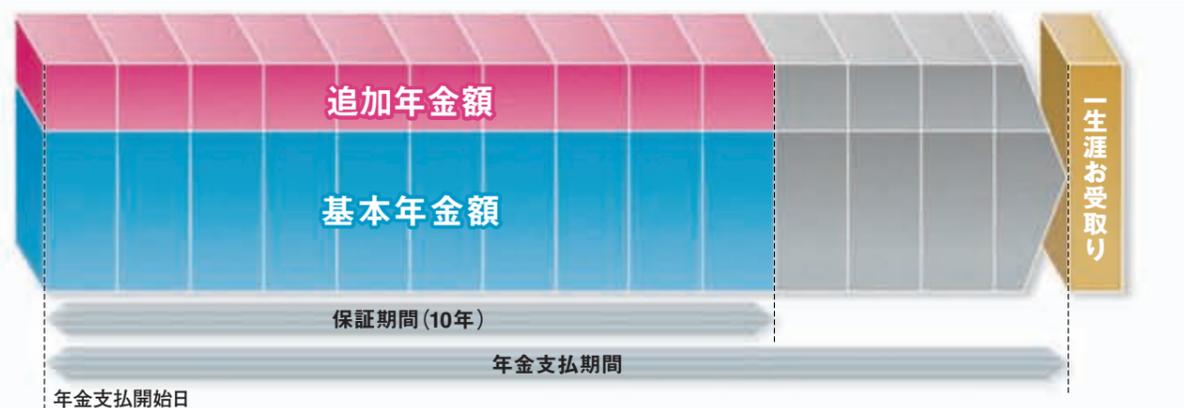
A. 確定年金 [5年・10年・15年・20年]

毎年同額の年金を、一定期間お受取りいただけます。



B. 10年保証期間付終身年金

毎年同額の年金を、被保険者が生存されている限り、お受取りいただけます。



- 年金支払開始日前に限り、年金種類及び年金支払期間（確定年金のみ）を変更することが可能です。

※年金の一括受取（年金支払開始日以後）

年金受取人のお申し出により年金受取り開始後に、確定年金の場合は未払年金の現価、10年保証期間付終身年金の場合は残存保証期間の未払年金の現価を、一括でお受取りいただくことができます。

- *アクサ生命が定める範囲内での取り扱いとなります。
- *対象株価指数の動向によっては、追加年金額がない場合もあります。

▶年金支払期間中に被保険者が死亡された場合のお取扱い

年金支払期間中（10年保証期間付終身年金の場合は保証期間中）に被保険者が死亡された場合には、確定年金の場合は未払年金の現価、10年保証期間付終身年金の場合は残存保証期間の未払年金の現価を、死亡一時金としてお受取りいただけます。

なお、年金の継続受取りも可能です。（10年保証期間付終身年金の場合は残存保証期間中）

お払込み・お受取りは、「米ドル」または「円」。

為替について

一時払保険料相当額のお払込み、年金などのお受取りは「米ドル」「円」のいずれかから選べます。

▶払込時、受取時の通貨選択

- 一時払保険料相当額をお払込みになる際の通貨を「米ドル」「円」のいずれかからお選びいただけます。

- 米ドル**▶一時払保険料相当額を米ドルでお払込みいただけます。
- 円**▶「保険料円入金特約」を付加されることにより、円でお払込みいただくことも可能です。

- 年金などをお受取りになる際の通貨を「米ドル」「円」のいずれかからお選びいただけます。
*年金をいずれかの通貨で受取られた後、別の通貨へ変更することはできません。

- 米ドル**▶年金などを米ドルでお受取りいただけます。
- 円**▶「円支払特約」を適用されることにより「円」でお受取りいただくことも可能です。

▶年金支払開始日の繰延べ

- 年金支払開始日を繰り延べることが可能です。
- 繰延べ期間中はアクサ生命が定める積立利率（金利情勢などの諸要因により変動する可能性があります）が適用されます。
- 繰延べ期間中に被保険者が死亡された場合は、年金原資額を基に積立利率により計算された金額をお受取りいただけます。
*災害死亡給付金はお受取りいただけません。



繰延べの方法	繰延べ期間	年金支払開始日
日単位	最長1年間	繰延べ期間中、お申し出によりいつでも年金のお受取りを開始することが可能です。
年単位	最長10年間	繰延べ期間中、年単位の契約応当日であれば、お申し出によりいつでも年金のお受取りを開始することが可能です。

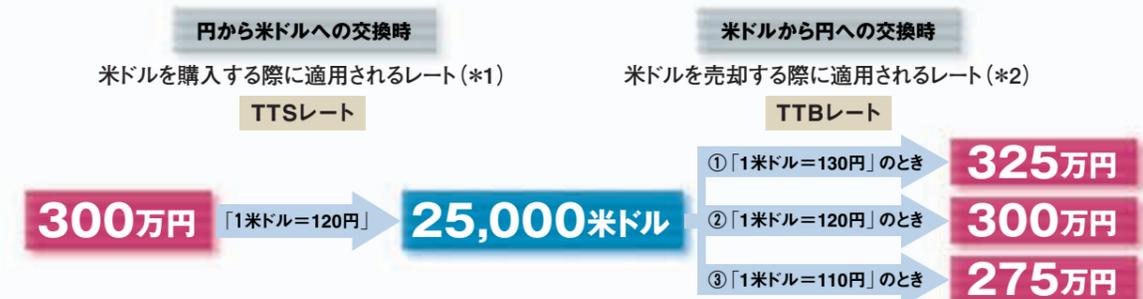
*繰延べの方法の変更や期間の再延長はお取扱いしておりません。

▶為替リスクについて

この保険は米ドル建ですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。

- 年金や給付金などのお受取り時における外国為替相場によって円に換算した年金や給付金などの額が、ご契約時における外国為替相場によって円に換算した年金や給付金などの額を下回る場合があります。
- お受取り時における外国為替相場によって円に換算した年金受取総額などが、お払込み時における外国為替相場によって円に換算した一時払保険料相当額を下回る場合があります。

(例) 300万円を「1米ドル=120円」のときに米ドルに交換し、
 ①「1米ドル=130円」のとき
 ②「1米ドル=120円」のとき
 ③「1米ドル=110円」のとき
 に再び円に交換した場合



*1,2 円によるお払込み、お受取りの場合には、外国為替相場に変動がない場合でも、換算相場の差（TTSLレート - TTBレート）だけご負担が生じます。

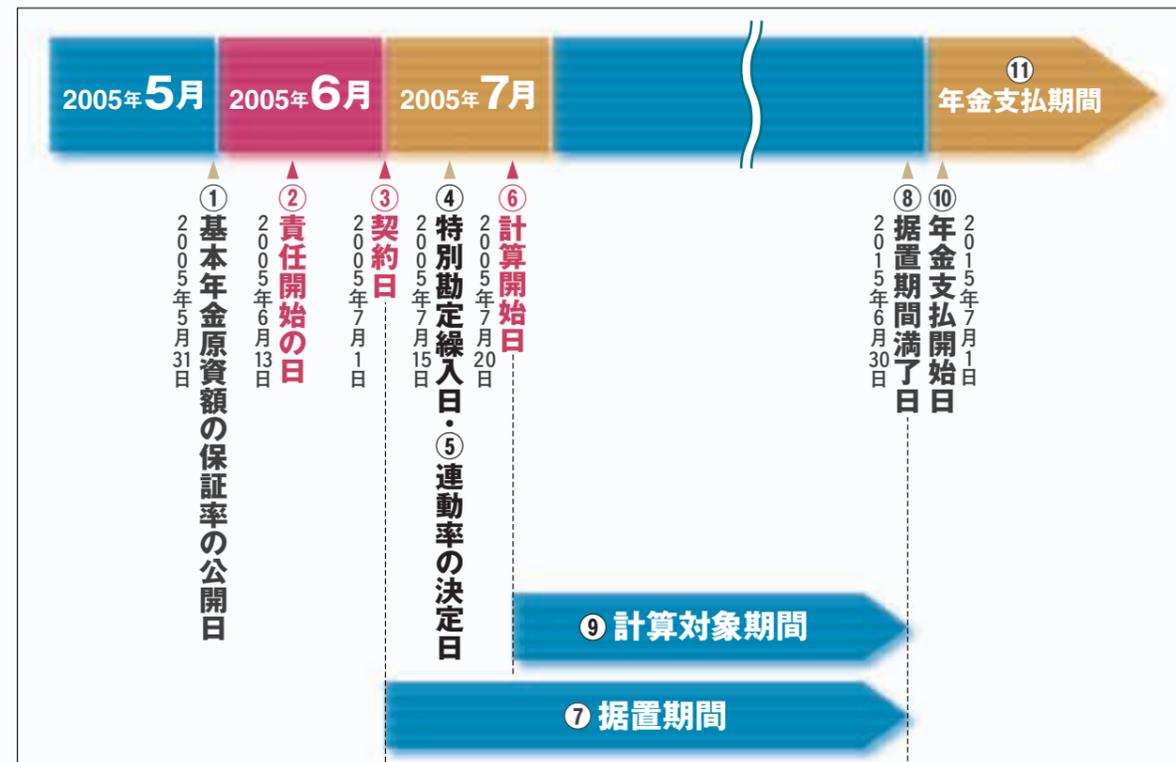
お申込みからお受取りまで。

ご契約の流れ

お申込みから年金のお受取りまで、以下のイメージ図のようになりますので、ご確認ください。

▶イメージ図

(例) 一時払保険料相当額を2005年6月13日にアクサ生命が受領した場合



▶用語解説

① 基本年金原資額の保証率の公開日	責任開始の日の属する月の前月の最終営業日
② 責任開始の日	告知日または一時払保険料相当額をアクサ生命が受領した日のいずれか遅い日
③ 契約日	責任開始の日の属する月の翌月1日
④ 特別勘定繰入日	契約日の属する月の15日 (その日が休業日にあたる場合は、翌営業日)
⑤ 連動率の決定日	
⑥ 計算開始日	契約日の属する月の20日
⑦ 据置期間	契約日から据置期間満了日までの期間 (10年間)
⑧ 据置期間満了日	契約日から10年後の契約応当日の前日
⑨ 計算対象期間	計算開始日から据置期間満了日までの期間
⑩ 年金支払開始日	契約日から10年後の契約応当日 (年金支払開始日を繰り延べた場合は、繰延べの際にご指定いただいた日)
⑪ 年金支払期間	① 確定年金……………年金支払開始日以後、所定の期間 ② 保証期間付終身年金…年金支払開始日以後、被保険者が生存されている期間

一般勘定の資産と、特別勘定の資産の運用。

資産の運用について

この保険の資産運用についての詳細は下記をご確認ください。

▶一般勘定の資産

この保険の基本年金のお支払いのための資産については、他の保険種類の資産とは明確に区分し、管理・運用を行いません。
なお、運用にあたっては、米国債券を中心に行いません。

▶特別勘定の資産

この保険の追加年金のお支払いのための資産については、特別勘定を設定することによって、この保険の基本年金のお支払いのための資産および他の保険種類の資産とは明確に区分し、管理・運用を行いません。

●特別勘定は、契約日を同一とするご契約ごとに設定します。

●この特別勘定の資産の運用は、対象株価指数の上昇率に連動した追加年金原資額を確保することを目的とし、アクサ生命が行いません。ご契約者は一切の指図を行なうことはできません。

●契約日の属する月の15日(その日が休業日にあたる場合は、翌営業日)に、一時払保険料のうち一定割合の金額を特別勘定に繰り入れ、これを費用として、取引会社(証券会社など)との間で「エクイティ・インデックス・スワップ取引」を行いません。

基本年金原資額の保証率	一時払保険料のうち特別勘定に繰り入れる割合
基本保険金額の135%	13.199%
基本保険金額の130%	12.434%
基本保険金額の125%	11.393%
基本保険金額の120%	10.436%
基本保険金額の115%	9.492%
基本保険金額の110%	9.615%
基本保険金額の105%	9.409%
基本保険金額の100%	8.876%

*基本年金原資額の保証率は、据置期間中の予定利率に応じて適用されます。
詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

・「エクイティ・インデックス・スワップ取引」を行なう取引会社を選定するにあたっては、投資適格を有する複数の会社の中から、最も高い連動率を提示する会社を選定します。

●特別勘定資産は、毎日時価評価されます。

特別勘定資産のうち、個々のご契約にかかわる部分を積立金といいます。この積立金の額は、特別勘定資産の運用実績により変動します。据置期間満了時における積立金の額が、追加年金原資額となります。

●特別勘定資産の運用は、生命保険会社の運用に関する法令・諸規定にしたがって行いません。法令などの改正により運用制限に変更があった場合には、変更後の運用方針にしたがって特別勘定資産の運用を行いません。

●特別勘定資産の運用は一定の収益も期待できますが、一方で対象株価指数の動向によっては、追加年金原資額が特別勘定資産の運用のために投資される費用を下回る場合、または全くない場合があります。追加年金原資額が全くない場合には、特別勘定に繰り入れた、特別勘定資産の運用のために投資される費用だけが費消されます。

●特別勘定資産の運用結果は追加年金原資額に直接反映されることから、資産運用の成果と投資リスクがともにご契約者に帰属することとなります。
追加年金原資額がご契約者の期待どおりでなかった場合や為替リスクが発生した場合でも、アクサ生命、アクサ生命の募集代理店などがご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

*繰延べ期間中、および年金支払開始日以後は、特別勘定による運用はいたしません。
*特別勘定について詳しくは、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

税務のお取り扱いについては、下記の一覧をご確認ください。

▶米ドル建の年金額などが下記の基準にて円に換算されます。

	円に換算する日	換算レート
一時払保険料	保険料領収日	TTSレート(*1)
年金額	年金支払日	TTBLレート(*2)
死亡給付金、災害死亡給付金、特別勘定の積立金額	被保険者の死亡日	
払い戻し金額	解約日・減額日	

*1 TTSレート:所定の金融機関が公示する対顧客電信売相場
*2 TTBLレート:所定の金融機関が公示する対顧客電信買相場

「保険料円入金特約」または「円支払特約」を適用される場合には、それぞれの特約で定める換算基準日および換算レートにて円に換算した額が基準となります。

相続税法第12条「相続税の非課税財産」

他の生命保険金(被保険者がお亡くなりになられた場合にお受け取りになるものに限ります)と合算して、「500万円×法定相続人数」まで非課税扱いとなります。
(「法定相続人数」には、相続を放棄した人も含まれます)

相続税法第24条「定期金に関する権利の評価」

年金受給権は、受取年金の種類に応じて、以下のように評価されます。

●確定年金の場合

年金受給権取得時において、今後の残存期間に受けるべき年金総額に表Aの残存期間に応じた評価割合を乗じた金額となります。ただし、1年間に受けるべき金額の15倍を超える場合はその15倍の金額となります。

●保証期間付終身年金の場合

保証期間を確定年金期間として評価した金額(表Aにより算出)と終身年金としての評価額(表Bにより算出)のいずれか高い方の金額となります。

表A:確定年金の場合

残存年金支払期間	評価割合
5年以下	70%
5年超 10年以下	60%
10年超 15年以下	50%
15年超 25年以下	40%

※この商品でお取り扱いする期間のみを抜粋しております。

表B:終身年金の場合

被保険者の年齢	評価倍数
40歳超 50歳以下	6倍
50歳超 60歳以下	4倍
60歳超 70歳以下	2倍
70歳超	1倍

※この商品でお取り扱いする年齢のみを抜粋しております。

▶この保険は、一時払個人年金保険に準じた税務のお取り扱いとなります。

生命保険料控除について

一時払保険料	一般の生命保険料控除の対象となります。(所得税と住民税が軽減されます)
--------	-------------------------------------

※年金受取人または死亡給付金受取人が、ご契約者本人またはその配偶者もしくはその他の親族の場合に適用されます。
※個人年金保険料控除の対象とはなりません。

解約差益の発生時にかかる税金について

年金の種類	このような場合	課税の種類
確定年金	ご契約後5年以内に解約された場合	20%源泉分離課税
	ご契約後5年経過後に解約された場合	所得税(一時所得)、住民税
保証期間付終身年金	解約された場合	所得税(一時所得)、住民税

年金のお受取時にかかる税金について

受取方法		課税の種類
年金受取の場合	ご契約者と年金受取人が同一人の場合	所得税(雑所得)、住民税
	ご契約者と年金受取人が異なる場合	贈与税(*1) 所得税(雑所得)、住民税
一括受取の場合	ご契約者と年金受取人が同一人の場合	所得税(*2)、住民税
	ご契約者と年金受取人が異なる場合	贈与税(*1) 所得税(*2)、住民税

*1 年金受取人が年金受取を開始する時点で、年金受給権が課税の対象となります。<相続税法第24条>

*2 確定年金の場合には一時所得、保証期間付終身年金の場合には雑所得となります。

死亡給付金、災害死亡給付金、および、特別勘定の積立金額のお受取時にかかる税金について

受取方法		課税の種類
一時金受取の場合	ご契約者と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人の場合	相続税(*1)
	ご契約者と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人以外の場合	相続税
	ご契約者と死亡給付金受取人が同一人の場合	所得税(一時所得)、住民税
	ご契約者と被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ異なる場合	贈与税
年金受取の場合 ※「年金払特約」を付加された場合に限りです。	ご契約者と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人の場合	相続税(*1)、(*2) 所得税(雑所得)、住民税
	ご契約者と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人以外の場合	相続税(*2) 所得税(雑所得)、住民税
	ご契約者と死亡給付金受取人が同一人の場合	所得税(雑所得)、住民税
	ご契約者と被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ異なる場合	贈与税(*2) 所得税(雑所得)、住民税

*1 他の生命保険金(被保険者がお亡くなりになられた場合にお受け取りになるものに限ります)と合算して、「500万円×法定相続人数」まで非課税扱いとなります。(「法定相続人数」には、相続を放棄した人も含まれます) <相続税法第12条>

*2 お支払事由が発生した時点で、年金受給権が課税の対象となります。<相続税法第24条>

なお、被保険者がお亡くなりになられた後に「年金払特約」を付加された場合には、相続税法第24条は適用されません。

※上記内容は、平成18年2月現在における税務取扱に基づいて作成しております。当税務取扱は将来変更になる可能性がありますのでご注意ください。なお、個別の税務取扱については、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

お客様へのお知らせ。

情報提供について

ご契約後、郵送・インターネット・携帯電話を通じて定期的に情報をお知らせします。また、専用フリーダイヤルでお問い合わせ・ご相談などを承ります。

▶ 郵送で



通知名	通知時期	通知内容
連動率・計算開始日における株価指数のお知らせ	契約日の属する月の20日以降	・連動率の数値 ・計算開始日における対象株価指数の数値 など
ご契約内容のお知らせ	年1回	・対象株価指数の数値(前保険年度末日現在) ・追加年金原資額(毎年の契約応当日現在) ・払いもどし金額(毎年の契約応当日現在) など
特別勘定の現況	年1回	・特別勘定の運用状況 など

▶ お電話で



お問い合わせ先
カスタマーサービスセンター **TEL 0120-375-193**

受付時間	受付内容	
平日 9:00~17:00 *土・日・祝日および12月31日~1月3日は休業とさせていただきます。	各種お問い合わせ ・追加年金原資額 ・払いもどし金額 ・円入金用レート ・円出金用レート など	各種お手続きに関する書類請求 ・契約内容変更 ・解約 ・住所変更 など

▶ インターネット



URL <http://www.axa.co.jp/life/>

情報更新時期	掲載内容
毎月の最終営業日	・基本年金原資額の保証率 ・基本年金原資額の保証率の過去実績 ・連動率の過去実績
毎営業日(10:30頃)	・円入金用レート ・円出金用レート

▶ 携帯電話で



URL <http://www.axa.co.jp/i/>

情報更新時期	掲載内容
毎月の最終営業日	・基本年金原資額の保証率
毎営業日(10:30頃)	・円入金用レート ・円出金用レート



*対応機種をお持ちの方は、左記のQRコードを読み取るだけで、簡単にアクセスできます。
*読み取り方法につきましては、各機種の取り扱い説明書をご覧ください。
*QRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です。

アクサ生命は世界最大級の 保険・金融グループ AXAのメンバーカンパニーです。

AXAは1817年フランスに生まれ、現在では世界約5,000万人の

お客さまから信頼をいただいている保険・金融グループです。

2000年、AXAと日本団体生命が包括的資本提携を結んだことにより日本国内初の保険持株会社、

アクサ ジャパン ホールディングを中心とする保険グループ、

アクサジャパンが日本に誕生しました。

アクサジャパンは、アクサ ジャパン ホールディングを中心に、
アクサ生命、アクサダイレクト(アクサ損害保険)などで構成され、

個人から中小企業、大企業まで、

あらゆるお客さまに対して、生涯を通じて、

損害保険、生命保険、老後資金、相続に関するニーズに

お応えするビジネス、フィナンシャル・プロテクションを

展開しています。

グローバルな市場で育んだ経験と実績を日本のお客さまに。

アクサ生命は常にお客さまのニーズに最適で革新的な

ソリューションの提供を目指す生命保険会社です。

世界企業売上ランキング (単位: 百万ドル)

ランク	会社名	2004年売上高	業種
1	ウォールマート・ストアーズ	287,989.0	大規模小売
2	BP	285,059.0	石油精製
3	エクソン・モービル	270,772.0	石油精製
4	ロイヤル・ダッチ/シェル・グループ	268,690.0	石油精製
5	ゼネラル・モーターズ	193,517.0	自動車・自動車部品
6	ダイムラー・クライスラー	176,687.5	自動車・自動車部品
7	トヨタ自動車	172,616.3	自動車・自動車部品
8	フォード・モーター	172,233.0	自動車・自動車部品
9	ゼネラル・エレクトリック	152,866.0	複合金融
10	トータル	152,609.5	石油精製
11	シェブロン	147,967.0	石油精製
12	コノコフィリップス	121,663.0	石油精製
13	AXA	121,606.3	生命保険

2005 FORTUNE GLOBAL 500より

2004年AXAグループ主要業績

- 世界に ▶ 約 **5,000** 万人の顧客
- 世界に ▶ 約 **11万2,000** 人の従業員
- 総売上 ▶ 約 **9兆5,628** 億円
(約722億ユーロ)
- 純利益 ▶ 約 **3,311** 億円
(約25億ユーロ)
- 運用資産総額 ▶ 約 **119兆2,007** 億円
(約8,690億ユーロ)

※数値は2004年AXAグループ実績

※換算レート 総売上、純利益:1ユーロ=¥132.45(2004年平均)
運用資産総額:1ユーロ=¥137.17(2004年末)

2004年度アクサジャパン主要業績

- 保険料等収入 ▶ 約 **6,360** 億円 (*1)
- 総資産 ▶ 約 **4兆4,996** 億円 (*2)
- 従業員数 ▶ 約 **7,300** 人 (*2)
- 個人保険・個人年金
保険の保有契約件数 ▶ 約 **387** 万件 (*2)
- 格付けについて ▶ 「**AA-**」 (*3)
アクサ生命の保険財務力格付け(スタンダード&プアーズ)および保
険金支払能力格付け(格付投資情報センター)は、「AA-」と高く評価
されています。

*1 数値は2004年4月から2005年3月のアクサ生命・アクサ グループライフ
生命(2005年10月にアクサ生命と合併)の合算値です。

*2 数値は2005年3月末時点のアクサ生命・アクサ グループライフ生命(2005
年10月にアクサ生命と合併)の合算値です。

*3 標記の格付けは2005年8月末日時点の評価であり、将来的には変化する
可能性があります。また、格付けは格付機関の意見であり、保険金支
払い等についての保証を行なうものではありません。